

西欧諸国、とりわけ英語圏における 政教関係の変遷の国際比較

International Comparison of the Changing Relations between Politics and
Religion in the Western English-Speaking Countries

尾上 正人*

Masato Onoue

本研究は、西欧諸国における政教関係の変遷を調べてゆくことで、最終的には、資本主義類型論の新たな境地を切り拓くことを目的としていた。近世初期の宗教改革によって西欧では、それまで連綿と続いてきたローマ教会の宗教的独占状態が崩れ、アウグスブルクの和議を嚆矢とする取り決めによって、各々の国家・国民において宗派の選択が行なわれた。その結果、北部にルター派国家群、南部にローマ・カトリックを奉ずる国家群、また都市国家を中心とするその他の地域（英国含む）に改革派国家群が現出するに至り、この布置状況は基本的に今日まで変わっていない。このこと（どこをどの宗派が占めたか）よりも本研究がむしろ重視するのは、こうした各々の国家・国民において、一宗派がどこまで独占できたか、またそれがいつまで続き得たかということである。それによって、西欧の諸国家・諸国民は——重要なことだが宗派の内容を問わず—、2つの類型に大別されるのである。すなわち、一宗派の独占が20世紀初頭まで基本的に崩れることがなかった国々（イタリア・スペインなど南欧諸国、フランス、ルター派北欧諸国、ドイツ等）と、近代の初期に独占が崩れて宗派上の多元主義を見た国々（英米などアングロ・サクソン諸国、オーストリア、オランダ等）である。端的に言い換えれば、前者は（法令上もか、あるいは単にde factoであれ）国教を維持し、後者は維持できずに多元主義化した。本研究の仮説は、この2大類型がそのまま現代において、単なる政教関係を超えて、国家と経済社会の関係等を広く規定する資本主義の類型に転じているのではないかというものである。つまり本研究は、政教関係が現代の国家と市場・社会との関係に置換されているという予想により資本主義類型論に迫ろうとする。

本研究は、上記のような極めて壮大・遠大とも言える仮説の下に行なわれたものである。しかしながら、1年間という期間の限定があることを念頭に置きつつ、最終目標である西欧資本主義の類型論の体系化にまで歩を進めることはせず、研究課題名にもあるように、西欧諸国における宗教史・教会史を広くカバーしながら、政教関係史の国際比較に精力を集中した。より

具体的には、近代初期からの宗教的多元主義によって特徴づけられる英語圏（特に英米）における諸宗派の歴史を調べてゆくことが、研究の大部分を占めることになった。すなわち、英国においては、国教会以外に、18世紀以降にはそれを凌駕する勢いで民衆に浸透したメソヂストおよびバプティストの諸派、カルヴィニズムを最も忠実に継承したスコットランド長老派、また知識人・中産階級を中心に浸透したクエーカーとユニテリアン、また19世紀後半以降急速に信徒を増やして現在では第一宗派となったカトリックなどを中心に、研究を進めた。また、米国においては、植民初期には北部で国教的地位を確立していた監督教会（英国国教会）、南部で国教的地位を占めたバプティスト教会、宗教的な意味での自由州であったペンシルヴェニア州から浸透したクエーカー、英国以外からの移民がもたらしたルター派やカトリックなど、また20世紀以降に信徒を拡大してきたモルモンやペンテコステ派など、膨大とも言える諸宗派の動向について調べてゆくつもりであったが、これに関しては残念ながらまだ途上にとどまっている。そして、いずれの国においても、単に宗派の教義・聖俗関係・信徒生活などにとどまらず、諸宗派間の関係とりわけ対抗関係、また国政（州政）レベルでの一宗派の国教化（establishment）／脱国教化（disestablishment）をめぐる論争・紛争についても俯瞰・整理してゆきたいと考えた。

本概要報告においては、上記の構想の下に行なわれた未だ道半ばの研究のうちから、特に「予定説（predestination doctrine）」の西欧諸国における受容の変遷についての研究の一端をまとめておきたい。予定説は直接政教関係について言及した神学理論ではないと言うものの、予定説を奉じた、あるいはそれを否定した諸教派（セクテ）が構想したそれぞれの理想的政教関係の定式化のうちに、一筋縄ではいかない微妙な影を落としていったのである。ここで取り上げる予定説とは、神が自らの被造物である人間の中から、救いの道に至る者をあらかじめ定めておいたという教説のこととする。救われる者に加えて、救われない（永遠に呪われる）者も同時に定めたとするのがいわゆる「二重の予定説」と呼ばれるものであり、より厳格な予定説と見なされることが多い。また、アダムとイヴのいわゆる墮罪以前の予定を説くのが「墮罪前予定説（supralapsarianism）」であり、墮罪後に救済予定者を決めたとする「墮罪後予定説（infralapsarianism）」よりも一般に厳格とされている。

予定説はジャン・カルヴァン、さらには彼の系譜を汲む改革派教会の専売特許のように今日では見なされることが多い。マックス・ヴェーバーが主著『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』において、禁欲的プロテスタンティズムの代表的教説として予定説を取り上げたことも、この通念の形成に寄与するところ大であったと思われる。しかしながら、予定説の形成と普及の歴史をつぶさに検討するならば、このような認識は必ずしも正鵠を射ていないことがわかるのである。

まず予定説の形成についてであるが、「予定」の名は冠せられていないにしても、古代・中世より類似の教説は唱えられていたし、何より、『旧約』『新約』の中に救いや選びの予定を思わせる記述が数多く見られ、それが後の予定説の典拠ともなっている。例えば「創世記」にお

けるヤコブ・エサウ兄弟の逸話（ヤコブが選ばれ、エサウは見捨てられる）がそれであり、また「ローマの信徒たちへの手紙」（ロマ書）の第8章29・30節には「神はあらかじめ知っておられる者たちを、更に御子のかたちに似たものにしようとして、あらかじめ定めてくださった。…そして、あらかじめ定めた者たちを更に召し、召した者たちを更に義とし、義とした者たちには、更に栄光を与えて下さったのである」という有名な記述がある。時代が下って、教父哲学者のアウグスティヌスは、特にその後期の著作においては、人間の自由意志に救いに至る道における広い裁量権を認めたペラギウス派との論争の中で、予定の考え方を前面に押し出すようになっていった。その後、中世のトマス・アクィナスにも予定の観念は見られ、それを引き継いだトマス主義者や、またモリーナ主義者にも同様の発想は見られた。したがって現在に至るまでのローマ・カトリック教会において、予定に関する議論は相当な蓄積が見られる。近代以降では、エラスムスとの論争の中で人間の自由意志を概ね否定したルターや、メランヒトン、さらにはフランスのジャンセニストやパスカルにも予定の考えは緩やかに存在していたと言えるだろう。

翻ってカルヴァン自身は、予定説論者であったのかどうか。ヴェーバー自身もよく知っていたように、主著『キリスト教綱要』の初版には予定説を思わせる記述はなく、第3版になってようやく登場、中心的位置を占めるのは彼の死後になってから、ドルトレヒトとウェストミンスター宗会議後であった。近年のケンドールらによるテオドール・ベーズ（カルヴァンの後継者）の「実験的予定説」批判は、基本的にこの流れに立つものである。すなわち、カルヴァン自身は生涯、決して明確な予定説論者ではなく救いにおいて祈りの持つ意味を広く認めていたが、ベーズら後継者たちが彼の教説を厳格な方向（墮罪前予定説）および行為重視的な方向（実験的予定説）に歪めたというのである。ヴェーバーにとっても重要なのはカルヴァン自身ではなくカルヴィニストたちであり、また彼らが作り上げた禁欲的エートスであった。

しかしまた、墮罪前予定説であれ実験的予定説であれ、カルヴィニストたちの厳格な予定説そのものも、17世紀初頭になると現実舞台からは次第に姿を消してゆくことになる。予定説を大幅に緩和して自由意志による救済論へと回帰する道を開いていったのがオランダのアルミニウス派であり、彼の説はまた、英国においてメソディスト派に強い影響を与えていった。フランスのアミローもまた、ベーズの教説を厳格なカルヴィニズム（High Calvinism）と批判して、多くの支持者を獲得していった。17世紀に始まるゼクテの族生——それは本研究の本質的テーマに関わるものだが——は、前世紀に定式化された予定説の上ではなく、予定説の衰退の上に築かれたと言ってよいのである。

このような17世紀までの予定説をめぐる状況を踏まえた上で、ここで考察しておきたいのは、なぜそもそもキリスト教において予定説という（他宗教から見れば）奇体とも見える思想が大きな意味を持つようになったのかということである。それはやはり、一神教であることと論理的には深い関連があるように思われる。ここで言う一神教は、「排他的唯一神教」、つまり他の神々の存在を認めない形の一神教である（バビロン捕囚以前のユダヤ教は、そのようなものでなかったことが知られている）。

ギリシア・ローマやインド、日本などに代表される多神教的世界観においては、神々と人間は対等な立場というわけではないが、神々は多分に可視的な姿をまとって登場し、人間社会と同様の「社会」を形成している。その「社会」における様々な出来事を綴ったものが神話である（言い換えれば、興味深いことだが一神教世界には啓典はあっても神話らしきものがない）。神々の中にも人間社会と同様の「社会階層」＝ランク付けがあるわけだが、その最高神は一般に、人間社会における王のようなものであって、例えば創造神といったように現世全体や人間との関係が明確に規定されているものではない。このような多神教的世界にあっては、神と人間との関係は、創造者と被造物の関係ではないのが一般的であろう。人間は神の創造物ではないから、神の意志とは無関係な自由意志を持ち得ることになる。また、人間はその自由意志をもって行為（祈り・善行など）をすることができ、それによって現世での状態のみならず、神々に訴えかけて自らの死後なり来世なりの行く末をも変えることができるということにもなる。いわゆる御利益宗教的な世界観である。

ユダヤ教・キリスト教、さらにはイスラム教のような一神教は一般に、こうした御利益宗教を嫌い、否定する。なぜなら、人間が祈りや善行によってその願いを神に聞き届けてもらい、それによって将来の幸福や来世の救いを手にするという場合には、人間の行為が第一原因となり、幸福や救いをもたらす神の行為は第二義的なものに墮してしまうからである。一神教にとって神は万物の創造者にして第一原因でなければならず、被造物である人間の意志（救いの願い）によって神の意志・行為が左右されるようなことがあってはならない。あくまで神の意志が第一原因となって救いをもたらされるとすれば、人間の祈りや行為はどうしても二義的なもの——穏健な立場の予定説が言う「第二原因」——でなくてはならない。言い換えれば、人間の側の意図や行為と（さほど）かかわりなく、救い（さらには呪い）があらかじめ決まっていなくてはならないのである。さらに言えば、祈りや行為を生ぜしめる人間の意志そのものが、創造者である神によって生み出される、つまり自由意志は存在しないということになる——ここまで来れば、かなり厳格な立場の予定説となる。

人間の側の意志や行為が救いにとって二義的以下であるとしても、ではなぜ神は、行いにかかわらず全ての人間を救済する（普遍的恩恵）のではなく、一部の——それがごく一部であるのか、多数派であるのかについても論争あり——人間のみを救うのか（特殊の恩恵）。普遍的恩恵説では、サタン（これも多神教的世界観の名残とされる）やユダといった現存した救われない（呪われた）者たちを説明できないからだとされている。一般的恩恵か特殊の恩恵かという対立点は、予定説衰退以降のゼクテの時代にも持ち込まれて、例えばバプティストの内部において、前者を信奉するゼネラル・バプティストと、後者を奉ずるパーティキュラー・バプティストの分岐を生んでいる。

この、特殊の恩恵を核とする予定説教義は、「カルヴィニズムの5ポイント」として「TULIP」と略記されることもある。すなわち、完全なる墮落（人間は自力では更生し得ない、Total depravity）、無条件の選び（人間の側の行為に関係なく選ばれる、Unconditional election）、限定的贖罪（キリストは選ばれた者たちのためだけに罪を贖った、Limited atonement）、喪失不

可能な恩恵（いったん選ばれた者はその後選びを失うことはない、Irresistible grace）、聖人の不屈（Perseverance of saints）である。このTULIPを全て満たしていなければ予定説とは言えないというわけではなく、先にも述べたように、実際には最も厳格な立場に立つカルヴィニズム（High Calvinism）のみが、このTULIPを奉じているのである。

ここで、予定説のその後の展開（前述のように主として衰退）と、政教関係の歴史の変遷とのかかわりに叙述を戻してみたい。宗教改革直後のドイツなどにおけるルター派支配地域と改革派支配地域を比べてみると、前者の領邦では教会は為政者の支配下に入っていたが、後者の領邦では教会はより大きな自律性を持っていた。この事実だけからすると、ルター派は政教一致原則あるいは自らを国教化してゆく方向に向かい、他方で改革派教会は政教分離を志向したかに見える——そして、後者の末裔たるゼクテは米国においてその原則を現世に十全に貫徹させた、となる。しかし、その後の事態はそれほど単純ではなかった。改革派教会は同時に、国家を「牧者的」組織と捉える側面が当初からあり、彼らは国家に代表されるような現世の制度装置を民衆教化の格好の手段と見なしていた。だからこそジュネーブを始めとする諸都市での神政政治が実現したわけでもある。ルター派が国家・領邦権力に従属する中で国教化していったのに対して、改革派教会は被造物としての現世を経済体制のみならず政治的装置をも含めて教化の道具と化していったのである。言い換えれば、教会建設と国家建設が軌を一にしていたということであろう。米国の歴史を見ても、本報告の冒頭でも少し触れたように、ペンシルヴェニアとロードアイランドを除く州は植民の当初からそれぞれに「国教」を有しており、程度の違いはあるが他宗教・他宗派の排除や弾圧を苛烈に行なっていた。これらの州、また後に加わった地域において真の意味での脱国教化が推し進められるのは19世紀に入ってからである。

予定説は、ヴェーバーや代々のキリスト教神学者たちがイスラム教の特徴とした「宿命論（fatalism）」とは似て非なるものである。現世で起こることは全て神の意図したものであって、人間には全く介入・変更の余地がないという諦めの境地が宿命論の核であるとすれば、予定説は屈折した形ではあるが人間の行為に大きな意義を認めている。これがすなわち、ケンドールの批判した実験的予定説における「実践的三段論法（practical syllogism）」である。つまり、大前提「選ばれて救いを予定されている者は神の意になかった善い行ないをする」、小前提「私は善い行ないをしている」、結論「よって、私は選ばれて救いを予定されている」という三段論法に基づいて、信者を強烈に行為へと駆り立てるのが、宿命論と異なる予定説の特質なのである。ヴェーバーは、予定説のこの（禁欲的）行為へのドライブを見抜いて独自の資本主義（の精神）論を説いたのだが、同じことは国家建設や統治体制にも言えることであろうと思う。フィリップ・ゴルスキが、ヴェーバーの規律と宗教の関係規定、フーコーの規律と権力の関係規定を繋ぐミッシング・リンクとして改革派教会による「規律革命（disciplinary revolution）」を持ち出しているのは、けだし頷けるものである。

しかしながら、何度か述べているように17世紀以降、予定説そのものは退潮し、ヴェーバーに従うならば、禁欲的エートスのみが、彼が「倫理」論文において主要な題材としたメゾディ

ズム、バプティズム、クエーカーなどに引き継がれるとされた。しかし例えば、カルヴィニズムとメソディズムの関係も、ヴェーバーが見ていたほど直接的なものではなかったように思われる。予定説の中の特殊的恩恵説に異議を唱えて普遍的救済を説いたオランダのアルミニウス主義は——創始者ウェスリーの意図を越えて——英国のメソディズムに深く浸透し、改革派諸教会が持っていた厳格な禁欲的・行為重視的要素を換骨奪胎していった。それは長老派のみならず、国教会の中のカルヴィニズムの影響のより強かった体制側（エスタブリッシュメント）の人々にとっても脅威であったに違いない。近年の「修正派（revisionists）」と総称される歴史家たちは、ピューリタン革命を文字通りの革命ではなく、大司教ウィリアム・ロードと結託したアルミニウス主義の国家乗取りに対する「反革命」、一種のクーデタと捉えるようになっている。当時、アルミニウス主義は、他宗派に対する寛容主義、またエラストス主義（国家権力への宗教の従属を主張）に基づく国際平和を説く潮流の総称であり、またそれゆえにカルヴィニズムに対する大きな脅威となっていたのである。

いまだなお仮説にとどまっているが、本報告で不十分ながら述べてきた予定説と政教関係史のつながりをまとめるならば次のようにならうかと思う。予定説は宿命論的な外見とは裏腹に、特にその厳格な形態においては規律的・禁欲的行為への動因を強く持っており、それが政教関係に現れたならば、極端な形では神政政治を生起せしめる。これが実現したのが、カルヴァンや後継者たちのジュネーヴや、初期のマサチューセッツ植民地などであろう。これらの土地においては、単にエラストス主義やルター派領邦国家のような形での国教を制定するにはとどまらず、領民たちの日常行為への著しい規制・規律を伴うようないわば全体主義的とも言える強権国家をこの世にもたらした。しかし、17世紀以降の予定説衰退の中で、アルミニウス主義に代表されるような、より寛容な統治思想が次第に勢力を持つようになる。英国の内乱のような激動期を経て、後者の思想が改革派諸国の体制内に浸透していったことが、脱国教化や政教分離を促す一つの要因になっていったと思われる。例えば米国などにおける諸ゼクテの族生が現象として、脱国教化を推し進めたことは確かであるが、彼らの思想そのものの中に常に寛容の観念が根ざしていたというわけではなからう。予定説の衰退の上にゼクテが出てきたのではあるが、彼らの予定説に対する態度は依然まちまちであり、予定説を否定するゼクテが寛容思想を普及させたという因果関係は認められないように思う。